

令和6年度苅田町障害者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 方針の適用範囲

この方針は、苅田町の全組織を対象とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

〔障害福祉サービス事業所等〕

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業

- ・障害者雇用促進法の特例子会社
 - ＊「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
- ・重度障害者多数雇用事業所
 - ＊「障害者優先調達推進法施行令第1条第2項」に規定する次の①から③を全て満たす事業所
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

- ・在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）＊障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者
- ・在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）
 - ＊障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体

4 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等を下記のとおり例示する。（下記に記載がなくても調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

（１）物品

事務用消耗品、記念品・贈答品、日用消耗品、茶菓子・食料品、飼料・肥料・園芸用品、家具、その他

（２）役務

事務サービス、デザイン・企画、イベント手伝い、印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理サービス、除草、その他

5 調達目標

令和６年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 ２５万円

＊参考 令和５年度 目標額 ２２万円
調達額 ２４６,０００円

6 調達の推進方法

- （１）障害者就労施設等から提供可能な物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。
- （２）障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、受注可能な物品等を各所属において十分検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- （１）障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- （２）調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、町ホームページ等を通じて公表するものとする。

8 担当窓口

この方針に関する窓口は、福祉課とする。

9 その他の事項

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく障害者就労施設等との随意契約の活用について検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。